

平成18年2月市会「京都市廃棄物条例」改正の概要

- 1 家庭系ごみ：「有料指定袋制」の導入に伴う定期収集ごみ・資源ごみの手数料の新設
- 2 事業系ごみ（業者収集ごみ）：「減額措置」の廃止に伴う許可業者手数料の新設
- 3 その他：一般廃棄物処理手数料，産業廃棄物（併せ産廃）処理費用の増額規定の削除

これらについての「京都市廃棄物条例」改正案が，平成18年2月市会において可決された。詳細は以下のとおり。

1 家庭系ごみ

(1) 各区分の手数料額（第35条・別表第1）

区 分	袋の大きさ	手数料額
定期収集ごみ	45リットル袋1枚	45円
	30リットル袋1枚	30円
	10リットル袋1枚	10円
	5リットル袋1枚	5円
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル， プラスチック製容器包装)	45リットル袋1枚	22円
	30リットル袋1枚	15円
	20リットル袋1枚	10円

(2) 関係条文（第35条）

現 行	改正案
<p>第35条 地方自治法第227条の規定により，一般廃棄物（ふん尿以外の一般廃棄物で事業活動以外の活動から生じたもののうち，本市が定期的に収集するものを除く。）の収集，運搬及び処分について，別表第1に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>2 一般廃棄物の処理に際して，特別の取扱いをする必要があるとき，又は困難を伴う事情があるときは，別に定めるところにより，別表第1に掲げる手数料の額の10割に相当する額を超えない範囲内において，同表に掲げる手数料の額を増額することができる。</p> <p>3 本市が収集する粗大ごみに係る既納の手数料は，還付しない。</p>	<p>第35条 地方自治法第227条の規定により，<u>一般廃棄物の収集，運搬及び処分について，別表第1に掲げる手数料を徴収する。</u> (旧第2項：削除)</p> <p>2 本市が定期的に収集する一般廃棄物及び本市が収集する粗大ごみに係る既納の手数料は，還付しない。</p>

(3) その他（附則で規定）

- ・手数料の徴収及び指定袋の交付は，条例施行日とする平成18年10月1日以前にも行うことができることとする。
- ・プラスチック製容器包装については，平成19年度に分別収集を全世帯に拡大するまでは，対象世帯以外の世帯は定期収集ごみとして排出することとする。

2 事業系ごみ（業者収集ごみ）

（1）手数料額（第35条・別表第1）

許可業者から徴収する手数料（許可業者手数料）：100キログラムまでごと1,000円

*経過措置を設定し、**附則で規定**（条例上は1,000円に乘じる率で表現）

年度の区分	率	参考：手数料
平成18年度	0.5	100キログラムまでごとに500円
平成19年度	0.5	100キログラムまでごとに500円
平成20年度	0.65	100キログラムまでごとに650円
平成21年度	0.65	100キログラムまでごとに650円
平成22年度	0.65	100キログラムまでごとに650円
平成23年度	0.8	100キログラムまでごとに800円
平成24年度	0.8	100キログラムまでごとに800円
平成25年度	0.8	100キログラムまでごとに800円

3 その他（第35条第2項，第37条第2項）

一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の増額規定について、これまで適用事例がなく、当面適用される可能性も低いため、削除する。

- ・（第35条）一般廃棄物の処理に際して特別の取扱いをする必要があるとき、又は困難を伴う事情があるときの処理手数料の増額規定を削除する。
- ・（第37条）産業廃棄物（併せ産廃）の処理に際して特別の取扱いをする必要があるとき、又は困難を伴う事情があるときの処理費用の増額規定を削除する。

現行	改正案
第35条 2 一般廃棄物の処理に際して、特別の取扱いをする必要があるとき、又は困難を伴う事情があるときは、別に定めるところにより、別表第1に掲げる手数料の額の10割に相当する額を超えない範囲内において、同表に掲げる手数料の額を増額することができる。	（削除）
第37条 2 産業廃棄物の処分に際して、特別の取扱いをする必要があるとき、又は困難を伴う事情があるときは、別に定めるところにより、別表第3に掲げる費用の額の10割に相当する額を超えない範囲内において、同表に掲げる費用の額を増額することができる。	（削除）